



# 島根県報

平成26年6月27日（金）

第2,609号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成26年度定期種畜検査に合格した種畜 解除予定保安林（2件）	（食料安全推進課） 2 （森 林 整 備 課） 3
------------------------------------	------------------------------

### 【公 告】

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技の実施 開発行為に関する工事の完了	（薬 事 衛 生 課） 4 （都 市 計 画 課） 7
---	--------------------------------

### 【特定調達公告】

I C 運転免許証作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部） 7
--------------------------------	-------------

## 告 示

### 島根県告示第385号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成26年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本鞍系種	2級
21332010004	春光（日馬繁32S00018）	馬 日本鞍系種	2級
21232010005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本鞍系種	2級
21232010006	こん太（日馬繁32S00015）	馬 日本鞍系種	2級
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本鞍系種	2級
10250415791	85の3国牽（全和黑14699）	牛 黒毛和種	2級
10250419508	安平国牽（全和黑原5365）	牛 黒毛和種	2級
11215874424	桐花福（全和黑原4983）	牛 黒毛和種	1級
10120422171	花糸安（全和黑原4876）	牛 黒毛和種	1級
10504126671	清風1（全和黑原5156）	牛 黒毛和種	1級
10245340107	京乃星（全和黑14558）	牛 黒毛和種	1級
10270096369	仁桁2339（全和12鳥黒15）	牛 黒毛和種	1級
11239995938	糸隆福（全和黑原5140）	牛 黒毛和種	2級
11370149603	福優菊（全和13子岩黒1370149603）	牛 黒毛和種	2級
10241695447	北平勝（全和黑原5114）	牛 黒毛和種	特級
10504109636	隆娘（全和黑原5222）	牛 黒毛和種	1級
10247040784	恵茂勝（全和黑原5266）	牛	1級

		黒毛和種	
10247060676	福琴引 (全和黒原5339)	牛 黒毛和種	1 級
10247067316	邦茂国 (全和黒14693)	牛 黒毛和種	1 級
11259327283	茂弘松井 (全和黒原5381)	牛 黒毛和種	1 級
10841674460	紅葉勝 (全和黒原5380)	牛 黒毛和種	1 級
10841693010	勝照茂 (全和黒原5478)	牛 黒毛和種	1 級
11391413042	武弓桜 (全和黒原5752)	牛 黒毛和種	1 級
11391414407	公幸福 (全和黒原5753)	牛 黒毛和種	1 級
11049421900	花福平 (全和黒13601)	牛 黒毛和種	2 級
11164683627	彦右衛門 (全和黒原4499)	牛 黒毛和種	1 級
10840280976	第22宿 1 (全和黒14692)	牛 黒毛和種	2 級
11207814575	伯宝 (全和黒原4710)	牛 黒毛和種	1 級
10246282178	旬 (全和黒原5685)	牛 黒毛和種	1 級

#### 島根県告示第386号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
江津市二宮町神主ハ534
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 島根県告示第387号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
江津市二宮町神主2239-5
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公 告

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務の調達に係る契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 業務名  
島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務
  - (2) 業務の内容  
島根県麻薬免許システムの開発及び運用・保守
  - (3) 仕様等  
「島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
  - (4) 契約期間
    - ア 島根県麻薬免許システム開発期間  
契約の日から平成27年3月31日まで
    - イ 島根県麻薬免許システム運用・保守期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
  - (5) 提案価格の上限額
    - ア 島根県麻薬免許システム開発費（運用開始後5年間の分割支払）  
8,643,480円（消費税及び地方消費税を除く。）
    - イ 島根県麻薬免許システム運用・保守費（平成27年度から平成31年度までの5年分）  
6,564,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
    - ウ 総額（ア+イ）  
15,207,480円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 提案競技参加資格に関する事項  
提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たし、島根県知事の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
  - (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除

く。)がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成26年6月27日(金)から同年7月9日(水)まで

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ

##### ウ 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。

なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提案書の提出について

#### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

エ 直近の財務諸表 1部

オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部

キ 担当者届 1部

ク 提案書 5部

ケ 見積書 1部

#### (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

#### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### ア 提出方法

郵送又は持参による。

##### イ 提出期限

(7) (1)アからキまでの書類については、平成26年7月10日(木)午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

(イ) (1)ク及びケの書類については、平成26年7月18日（金）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

10に同じ。

#### 5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、10と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成26年7月3日（木）午後3時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成26年7月8日（火）までに提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

#### 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成26年7月14日付けで、郵送にて通知する。

#### 7 選定方法

- (1) 別に設置する「島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約の予定者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、仕様書の要求内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 評価点の最も高い者を契約の予定者とする。総合評価点が高い者が2人以上あるときは、技術評価点の高い者を契約の予定者とする。
- (6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。
- (7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) プレゼンテーションにおいては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (9) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (10) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

ウ 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

エ 提案者が当該提案協議に対して2以上の提案をしたとき。

オ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

カ その他あらかじめ指示した事項に反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 8 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

9 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出された書類の返却は、行わない。
- (6) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ 担当：近藤、加藤

電話（直通） 0852-22-6529

ファックス 0852-22-6041

電子メール yakuji@pref.shimane.lg.jp

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市月坂町字細田241番1の一部、246番

面積 433.47平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市月坂町241番地

二岡 正和

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手續に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年6月27日

島根県警察本部長 福 田 正 信

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品

- (1) カードベース 優良用 40箱
  - (2) カードベース 一般用 43箱
  - (3) カードベース 新規用 8箱
  - (4) カードベース 経歴用 2箱
  - (5) 高速型用インクリボン 41箱
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年4月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 朝長通博  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) カードベース 優良用 511,200円 (単価契約)
  - (2) カードベース 一般用 511,200円 (単価契約)
  - (3) カードベース 新規用 511,200円 (単価契約)
  - (4) カードベース 経歴用 150,600円 (単価契約)
  - (5) 高速型用インクリボン 140,000円 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。